①保育の必要性について

事由		状況			母
		8時間以上勤務/1日あたり 実働140時間以上/1か月あたり		10	10
	外勤	6時間以上8時間未満/1日あたり	実働120時間以上140時間未満/1か月あたり	8	8
	クトヨリ	4時間以上6時間未満/1日あたり	実働80時間以上120時間未満/1か月あたり	6	6
		4時間未満/1日あたり	実働48時間以上80時間未満/1か月あたり	4	4
		8時間以上勤務/1日あたり	たり 実働140時間以上/1か月あたり		10
就労	自営業	6時間以上8時間未満/1日あたり 実働120時間以上140時間未満/1か月あたり		8	8
	(農業含む)	4時間以上6時間未満/1日あたり	実働80時間以上120時間未満/1か月あたり	6	6
		4時間未満/1日あたり	実働48時間以上80時間未満/1か月あたり	4	4
		6時間以上/1日あたり	実働120時間以上/1か月あたり	6	6
	内職	4時間以上6時間未満/1日あたり	実働80時間以上120時間未満/1か月あたり	4	4
		4時間未満/1日あたり	実働48時間以上80時間未満/1か月あたり	2	2
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後8週間		10	10	
		概ね1か月以上入院または寝たきり		10	10
	入院・療養	精神性等疾病		8	8
疾病・障がい		上記以外の状態で保育が困難な場合		4	4
	心身障がい	身障手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級		10	10
	身障手帳3・4級または療育手帳B		6	6	
介護(看護)	常時観察と介護をしている			8	8
月陵 (有吱)	上記以外で介護をしている			6	6
災害復旧	常時災害の復旧にあたっている場合			10	10
求職活動	起業準備を継続的に行っている場合			5	5
小州(八口 到)	求職活動を継続的に行っている場合			0	0
就学	学生・職業訓練(通信教育と期間限定は除く)			*	*
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合			10	10
その他	その他、明らかに保育できないと認められる場合			10	10

^{*} 指数は拘束時間による(外勤の時間に準ずる)

②優先利用に係る調整基準

	ひとり親家庭	同居親族なし	10
1	(それと同等の状況にある場合も含む)	同居親族あり	4
	単身赴任中の世帯		1
2	2 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)		
3	3 生計中心者の失業及び疾病により、就労の必要性が高い場合		
4	4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		
5	5 子どもに障がいがあり、他に入園できる保育園・認定こども園等がない場合		
6	育児休業を取得しており、復帰する場合		1
7	きょうだいが在園中の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合		7
8	8 小規模保育事業などの卒園児童		
9	9 保育士等の子ども(保護者が胎内市内の保育園・認定こども園等で保育士等として勤務予定の場合に限る)		
10	10 上記 1~5 のうち 2 つ以上の項目に該当した場合		

③その他の家庭状況

1	保育園の所在する小学校区域内に住所を有する3歳以上児	1
2	希望園でないと保育困難(乳児等特別保育または送迎困難な場合等)	2
3	申込児童以外の子どもを保育園・認定こども園等に預けていない	-1
4	勤務時間内において拘束性に比較的柔軟性があると判断される	-2
5	育児休業中であり、入園希望年度内に復帰をしない場合	-2

①必要性父	①必要性母	小計	②優先利用	③家庭状況	小計	合計

合計指数が並んだ場合に考慮する事項

優先順位	項目	
1	きょうだいが当該保育園を現に利用している世帯	
2	父母の選考基準指数合計が高い世帯	
3	申請締め切り時に保育料または副食費等を滞納していない世帯	
4	養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯	
5	保育の協力者(市内に居住する祖父母等)がいない世帯	
6	父母の合計所得がより少ない世帯	